

# 児童扶養手当制度における母子家庭の序列化と 家族規範の構築

——ケア・フェミニズムの視点を参照して

湯谷 菜王子

コロナ禍で女性の自殺率の上昇や、ひとり親家庭の生活困難が社会的に前景化した。ひとり親家庭に対する臨時給付金が設けられた。ひとり親家庭の中でも、統計的にみると母子家庭は父子家庭に比べて苦しい状況が継続している。

母子家庭になることは貧困につながるものが統計的に示されているゆえにアンダークラスの代表格として位置付けられやすい。その課題を解決するために、母子家庭に対する福祉支援の必要性が唱えられている。しかし福祉制度の利用そのものが母子家庭に対するスティグマを生じさせたり、財政緊縮のためになるべく母子家庭に至ることを予防する動きが強まる傾向にある。また、母子家庭の貧困の原因は、父親の不在だと問題をすり替え、男性につなげることを解決策としてしまうことも起こる。しかし真の問題は、近代家族の形態でないと生活を成り立たなくさせる社会構造にあるのではないだろうか。

母子家庭の貧困が社会的な問題であることは先行研究でも多く指摘されている。児童扶養手当制度は幾度かの改正を重ねてきたが、1980年代以降は財政緊縮の潮流により、その支給額や対象者は変更されてきた。そしてそれら一連の変更が母子家庭の生活困難を支えるには十分でないことも明らかされてきた。

先行研究では、福祉政策がある一定の家族モデルを掲げ、母子家庭が逸脱であるということを規定してきた、ということが繰り返し指摘されている。さらにその家族モデルは、時代の変化によって移り変わってきた、ということを整理する研究もある。

児童扶養手当制度は母子家庭を事由別(死別・離婚・非婚)によって差別化をおこなっている。その効果として家族とはどのようなものであるべきかを規定し、女性の存在役割をも規定する。そのように女性の存在役割を規定してきた福祉政策の多くは1980年代に成立し、今日まで継続してい

る。よって、現代の福祉制度がどのような点において女性に対する支援が不足していたのか、読み解く鍵になるだろう。

さらに、母子庭であっても貧困にならない社会、母子家庭が選択として存在する社会にはならないのか。それが実現するならば、多様な家族の在り方を後押しすることになるだろう。

本論文では、児童扶養手当制度の 1985 年の改正にあたって、国会内で母子家庭がどのように語られていたのかを分析する。1985 年の改正案では、結果的に修正案で削除はされたが、非婚母子家庭を対象外とする項目が設けられていた。改正案立案アクターはなぜ母子家庭を事由別(死別・離婚・非婚)で差別化を図ったのか、そうすることで母子家庭をどのような存在として規定しようとしていたのかを推論する。

1985 年の児童扶養手当制度の改正案をめぐる、特に非婚母子家庭の対象外化の項目をめぐる国会の議論を分析することで、改正案立案アクターのなかには 3 つの家族モデルが拮抗しており、非婚母子家庭の対象外化という項目を正当化するために、文脈によって依って立つ家族モデルを戦略的に使い分けているということが明らかとなった。この 1980 年代での女性の役割存在規定の言説の揺れ動きは、現代の女性が社会的に置かれている、ダブルスタンダードならぬマルチスタンダードに翻弄されてその存在が規定されている状況を読み解く鍵となるだろう。

他方、反対アクターが行った反論にも、ある種スティグマを強化してしまう語りが存在した。本論文では、女性が性別役割分業において担うものとされてきた「ケア」を、フェミニズムの視点から捉え直すケア・フェミニズムの理論から分析を行った。ファインマンはアメリカの家族支援制度を検証し、その制度の土台となっている「誰が制度の対象に値するか/値しないか」というイデオロギー的区分によって、制度の対象が決定されている社会構造を明らかにした。85 年の改正にあたっての反対アクターの言説にも、「母親本人の意図しない出来事によって、仕方なく非婚の母になることが多い」と擁護するものが見られたが、この論法では、「不可避な事情であるかどうか」という差別区分を再生産しているに過ぎない。またファインマンは、制度としての家族に関して社会的・文化的な語りの中には、正統的な家族とは異性愛カップルが基盤であるという通年が存在することを指摘し、その家族モデルを「『自然な』性的家族」と名付けた。反対アクターは、「『自然な』性的家族」が最も望ましい家族形態であるということそのものは否定せず、非婚母子家庭がどのような特別な事情をもってその「『自然な』性的家族」に近いかということを主張した。さらに反対アクターは、子どもの権利の視点から、母子家庭の事由別による異なる扱いに反論したが、そこでは母である女性はケアを担う役割として自己犠牲を払うことに関しては肯定したままになる。

修正案によって、非婚母子家庭の対象外化の項目は削除されたものの、児童扶養手当制度が孕むプライバシーの問題は継続している。児童扶養手当の受給者である母は、毎年の更新手続きにおいて、児童扶養手当制度の要件に当てはまるかどうか私生活を事細かに調査され、男性との

関係があると判明すると支給を打ち切られる。このような手続きは、死別母子家庭に対する制度である遺族年金にはない手続きである。シングルマザーの私生活が公的介入によってプライバシーを侵害される問題について、ファイマンは「公的家族」という概念をもって説明している。死別母子家庭とは対照に、生別母子家庭は「『自然な』性的家族」から逸脱しているために、「公的家族」とされ、プライバシーが約束されない。国税を税源とする支給を受ける以上、その支給に値する生活状況であるかを事細かに調査されるのだ。

乗り越えなければならないのは、なにをもって制度を受ける資格があるのか(=シティズンシップが存在するのか)という差別化を政策側がつくってしまったということである。それによって、あるべき家族像、あるべき女性像が規定されてしまっているのである。

本論文の限界として、社会全体の母子家庭に対する言説は検討しておらず、国会の答弁という限定した範囲での言説を分析している点がある。政策側の意図と、それが社会にどのような効果をもたらされたかは、分けて考える必要がある。本論文で明らかになった政策立案側の「意図」は、「市民」「国民」「家族」の構築プロセスにどのように影響を与えたのか、についての検討も今後必要であるだろう。